

理学療法士実習現場でのハラスメントは、  
人の尊厳を脅かし、人権を踏みにじる行為である

私の義弟は2013年11月30日に自殺しました。ちょうど5年前の今日です。当時、理学療法士を養成する近畿のリハビリテーション学院の学生で、学校から派遣された医療施設で「臨床実習」と呼ばれる科目を受講していました。それまで、成績も優秀で、前年に受けた臨床実習先の病院で気に入られて就職も決めていました。家庭内でも何の問題もなく、臨床実習を終了して、学校を卒業し、国家試験合格のうえ、翌年4月に就職する未来に家族は何の疑いも抱いていませんでした。

ところが、臨床実習が始まってから、次第に元気がなくなり、痩せてきて、背中や肩が痛いと訴えるようになりました。実習指導者から出される大量の課題をこなすため睡眠時間を削らざるを得ず、毎日2-3時間程度しか眠れない日々が続きました。臨床実習では学生が無理難題を押し付けられることがしばしばあると聞いていましたし、実際に実習先で理不尽な叱責を受けていると弟が話していましたので不審には思っていました。学校がそんなことを放置するはずはないと考え、見守っていました。そんなある日、弟が実習先からいなくなったと学校から連絡があり、翌日、公園で首をつって自殺しているのが発見されました。

あまりに突然のことで、どうしてこんなことになったのか私たちには全く理解できませんでした。臨床実習に関して不審に感じていたので、学校に説明を求めましたが、学校は「分からない」の一点張りで、私たちが納得できるような説明をしてくれませんでした。そこで、同級生や元教員らを一人一人訪ねて話を聞きました。分かってきたことは、理学療法士養成の臨床実習では、学生が追い詰められるようなことが常態化しており、失踪や自殺が時々発生しているということでした。弟が通っていた近畿のリハビリテーション学院では、5年前にも臨床実習中の学生が自殺していたことが分かりました。学校に任せてしまった自分たちの判断を心の底から後悔しました。そして、本当は何があったのかを明らかにして専門学校と実習施設の責任を迫るとともに、理学療法士養成の臨床実習の実態を広く社会に知らせるために、提訴することを決めました。3年半にわたる審理を経て、本年6月28日に判決を迎え、原告が請求した約6千万円全額の支払命令を勝ち取りました。

ここでは、裁判所がハラスメントについて、どのように判断したかを報告したいと思います。

大阪地裁は、実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して学生の心身の健康

を損なうことがないようにすべき注意義務を実習指導者が負っていたとしました。その上で、実習指導者の違法発言を3件認定しました。

一つ目は、弟の検査行為を実習指導者が否定したことです。実習指導者は、学生が実施中の検査を突然中止させ、「何をしているのか。」と尋ね、学生の説明を途中で遮り、「意味がないから中止。」と述べて検査を中止させました。この実習指導者の行為について、裁判所は「一方的に不安感や屈辱感を与えるものであって、過度に心理的負荷を与える行為であるというべきである」と判断しました。さらに、弟が検査の方法を誤っていた可能性は否定できないものの、その点は結論を左右しないと指摘しました。要するに、実習指導者の行為が違法なのは、弟に対して過度に心理的負荷を与えたためだということです。仮に学生が検査を誤っていたとしても、過度にプレッシャーを与えることなく、検査の誤りを正すことは可能であったし、そうすべきだったのです。

二つ目の違法発言は、前日に中止させられた検査について日誌に記載していなかったことに対して起こりました。実習指導者は、「これはボイコットしているのと一緒に。今日はもう見せたくない。帰るか。」と帰宅を促し、学生が謝罪したにも関わらず「次やったら終了。」と述べて、実習を中止して単位を取得できない状態にすることを示唆しました。これについて、裁判所は「一方的に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感などの過度に心理的負荷を与えるものであるというべきである。」と認定しました。指導者側が発言の趣旨を主張しましたが、裁判所は、主観的な意図を事後的に補足説明しているに過ぎず、内容が不自然であり、一般人の通常理解を基準として注意義務違反を否定できないと一蹴しました。

三つ目の違法行為は、担当する患者が受診しなかったため、日誌に記載していなかったところ、実習指導者が「診ていなければ出さなくていいのか。」と詰め寄り、答えに窮している学生に対して、「無視するのか。」と更に叱責した上、学生が謝罪したにも関わらず「帰れ」と発言し、結果として実習中止を示唆したことです。これについて「学生を無意味に困惑させ、一方的かつ執拗に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感を与え、過度に心理的負荷を与えるものであって、本件実習における指導の範囲とは評価し得ない。」と認定しました。

実習指導者のハラスメントは連日繰り返されたものの、「あほ・バカ・ボケ」等の明白なものではなく、指導を装いながら学生にプレッシャーを与える種類のものでした。実習指導者も「あくまで指導だった」と正当化しようとした。しかし、裁判所は、弟の置かれた状況を詳しく検討し、実習指導者の発言が学生にとってどのような意味を持つかを丁寧に分析したうえで、過度に心理的負荷を与えるものであり違法だと判断したのです。

私たちは、弟はミスをしていない・間違いを犯していないにも関わらず、実習指導者から理不尽な叱責をされ、追い詰められたことが問題だと考えていました。しかし、裁判所は、ミスを犯したかどうかは問題ではない、叱責について指導者がどのような意図を持っていたかも重視せず、実習指導者の行為が相手に過度に心理的負荷を与えるものであったかどうかで判断し、違法性を認めたのです。加害者側は常に、様々な口実を作って自らの行為を正当化しようとしています。しかし裁判所は、加害者が自らの行為を合理化することを許しませんでした。ハラスメントについて裁判になれば、加害者の言い逃れはもはや通用せず、被害者の受けたハラスメントの内容や程度によって断罪されるということです。

「どのような行為がハラスメントにあたるか」とか、「正当な業務の枠内かどうか」等という加害者側の視点で対策を講じても、ハラスメントは予防できないし、組織の責任を免れることもできません。弟の被害について裁判所が判断した通り、ハラスメントは人の尊厳を脅かし、人権を踏みにじる行為です。労働者も学生も関係ありません。人がハラスメントを受けて心身の不調をきたすのは広く知られた事実です。自殺に追いやられることさえ珍しくはないのです。心身の健康を結果として損なうような言動は許されないという立場から、労働現場におけるハラスメントの予防と撲滅の取組を進める必要があると思います。